

鳥取県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年1月21日
〃	〃	白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年1月21日
〃	〃	白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所	〃	〃